

令和4年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 令和5年(2023年)1月19日(木)
午後2時00分~午後3時44分
場所 市庁舎本館4階410会議室

1 出席者 古城会長、高橋委員、秋山委員、八木委員、福島委員、根岸委員、高山委員、
林委員、宮本委員、今井委員、高宮委員、綾部委員

以上12名

(欠席者:1名)

事務局:重田健康・こども部長、鈴木保険年金課長、松本課長代理、長島課長
代理、坪内担当長、村井主査、清水主事

以上7名

2 傍聴者 0名

3 開会

過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定により会議は成立した。

4 議事

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長:協議会次第に従いまして議事を進めます。

議題(1)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 保険税率の見直し 諮問事項、
国民健康保険税の課税限度額の見直し」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:議題(1)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 保険税率の見直し 諮問事項」
について、市長に代わり重田健康・こども部長から古城会長に諮問事項を提出した。
その後、事務局から資料に沿って内容を説明した。

会 長:皆様から質問等がございましたらお願いします。

委 員:令和5年度国保事業費納付金の医療分と後期支援分が増えているのは、医療費が増えた結果、納付金が増えたということですか。

事務局:納付金が増えているのは、医療費の見込みが上昇しているためです。

事務局:もう一点、県が基金から取り崩した分を充てることにより、負担を下げていましたが、令和5年度は残高が少なくできなかった為、上昇しています。

会 長:令和5年度の国民健康保険予定税率が事務局の説明した上げ幅で良いか諮問されてい

ます。税率を考えるにあたって、簡単に仕組みを説明します。所得が上がると保険税額も上がります。青天井に上がると困るので、保険税の賦課限度額を決めています。医療分・介護分・後期支援分がありますが、後期支援分の上限金額を2万円上げると国が示しました。これを前提に、保険税率を考えていきます。県が各市町村の所得や被保険者数に応じて、公平に負担できる標準保険税率を示しますが、実際には微調整が必要です。県や平塚市でも、高齢化に伴って医療費が上がっているため、標準保険税率が少しずつ上がっています。しかし、そのまま上げてしまうと、引き上げ幅が多くなるので、各市町村が持っている家計という預貯金から、5千万円分取り崩して使います。保険税の収納率が高いほど、公平に負担できるので、収納率を令和5年度は更に引き上げようとしています。平等割・均等割は所得に関係なく一定金額を保険税として払ってもらうので、所得が少ない人にとっては高くなると苦しくなります、そのため、保険税の応能部分の割合を増やすことで、収入がある方へ負担を振り、平等割、均等割の保険税を抑えようとしています。これらの工夫をした結果が諮問されたものになります。御意見でも構いませんので、何かありましたらよろしくお願いたします。

委員：神奈川県基金の取り崩しを行わなかったと言われましたが、神奈川県基金は、各市町村からの納付金が原資ですか。

事務局：原資は国です。

委員：取り崩しを行わなかったのは、どのような理由ですか。

事務局：県の説明では、令和4年度に大きく取り崩した結果、残高が少なくなっており、できる限り残高を留保しておくべき状況とのことでした。

委員：神奈川県運営協議会の中で、基金を取り崩すかどうかは決められた結果だということでしょうか。

事務局：県の動きは把握していませんが、しかるべき検討はされていると思います。

委員：今後も情報提供をしていただきたいと思います。事務局は各市町村の財政状況も頭に入れながら、他市は税率を下げたが、平塚市は財政的に難しいという説明も必要になってくると思います。コロナ禍で、家庭の状況は非常に厳しいと思います。平塚市は最初に諮問をして、2月の予算編成に臨んでいくという形でしょうか。賦課決定をする5月に諮問をして、答申する市町村もあります。大枠の予算を決めておかないと、予算編成上無理があるということで、平塚市の方法も良い方法だと思いました。

事務局：来年度の所得額は年度が変わらないと確定しません。来年度は、6月に当初賦課決定をします。所得の変化に対応しなければなりませんので、収納率で調整しています。収納率は余裕を持って見積もっています。収納率が想定した率を上回った場合は、翌年度の税率の抑制等に使用していきます。

委員：諮問は予算編成前にするということですね。今の税額だけではなく、一部条例改正が

あった場合、必ず運営協議会を開いて諮問するという形でよろしいでしょうか。

事務局：そのような形になります。また、後ほど議題になる「平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」は、本来は諮問しますが、国の法整備が整っていない中で、時間的に間に合わないため、先に動かさせていただいています。

委員：安易な改正もあると思いますが、それも一部改正ということで諮問答申の形をとるのでしょうか。

事務局：改正の内容にもよりますが、内容が変わることについては諮問して答申をいただきます。

委員：わかりました。

会長：ありがとうございます。他に、質問・意見いかがでしょうか。

委員：県も状況が厳しくなっているということがわかりました。基金は限りがあるので、これからも厳しい状況だと思いながら聞いていました。税率を上げないといけないのは、やむを得ないと思います。所得の厳しい方に負担が多くならないよう工夫されているのも大事な視点だと思います。

会長：他にないようであれば、議題（１）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 保険税率の見直し 諮問事項」について、御承認いただけますでしょうか。（承認）
それでは、市長に対し協議会より異議がない旨、答申をいたしますので、答申書の作成については会長にお任せいただく形でもよろしいでしょうか。（承認）
それでは、議題（１）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 保険税率の見直し 諮問事項、国民健康保険税の課税限度額の見直し」は終わらせていただきます。
次に議題（２）「令和５年度平塚市国民健康保険事業特別会計 当初予算案と事業の概要」について事務局から説明をお願いします。

事務局：事務局より令和５年度平塚市国民健康保険事業特別会計 当初予算案と事業の概要について説明した。

会長：皆様から質問等がございましたらお願いします。

委員：傷病手当金ですが、令和２年度と比べて令和３年度決算は１０倍になっています。傷病手当金は、どのようなときに支給されるのですか。

事務局：被用者の方が、コロナに罹患して仕事を休み収入がない状態になったとき、１日当たりの単価を出し、その３分の２を支給するという生活保障的な事業です。

委員：件数が増えているのはコロナ関係で増えているということですか。

事務局：そうです。

委員：わかりました。ありがとうございます。

会長：他に皆様から質問等がございましたらお願いします。

委員：高額療養費が神奈川県全体の中で平塚市が増えているのは、高齢者の割合が高く病気になる人が多いから、増えているという考え方でよろしいでしょうか。県内でも、高齢者が多い市町村は、高額療養費が増えているのでしょうか。

事務局：一般的には、そういった傾向が強いと思います。

会長：他に皆様から質問等がございましたらお願いします。

委員：「その他一般会計繰入金」ですが、市長が子育て支援策の充実を推進していく政策を出した場合、例えば出産一時金を平塚市は単独で10万円上乘せるとか子どもの医療費の無償化の年齢を引き上げる政策を市長が打ち出した場合は、一般会計で予算を組んで、「その他一般会計繰入金」が増えるという理解でよろしいでしょうか。

事務局：市全体で打ち出す施策については、一般会計で対応することになると思います。

委員：特別会計に入ってくることはないですか。

事務局：市全体の施策に関しては一般会計で行っていますので、例えば子育て施策の充実をやる場合にあっては、国保の場合は市全体の出生数の約10分1になりますので、市民全体に波及効果が及ぶような施策は一般会計で行うことになると思います。

委員：その他一般会計繰入金为国保の特別会計に入ってきた場合、保険者努力支援分に影響がありますか。

事務局：地方単独事業に関しては、その他一般会計繰入金で繰り入れという形になりますが、影響はないと考えています。

委員：わかりました、ありがとうございます。

会長：他に皆様から質問等がございましたらお願いします。

委員：国民健康保険特定健診等事業（特定保健指導等）で、予算額はあまり変わらないということでしたが、新規で予定しているものがどのようなものか教えてください。

事務局：まず、生活習慣病治療中断者への保健指導に係る保健師の増員についてですが、きちんと受診に繋がるように保健指導をしています。生活習慣病の治療中断者と未治療者に行っておりますが、未治療者分の予算だけで両方やっている状況ですので、予算をつけて実施していきたいため、治療中断者への保健指導を増額しております。次に、

糖尿病性腎症重症化予防事業の判定会についてですが、専門医の先生に実際に対象者のデータを見ていただき、先生方の目から見ても、かかりつけの先生から専門の先生に紹介していただきたい対象者であるとお伝えして連携を図るためのものです。

会 長：他に皆様から質問等がございましたらお願いします。

委 員：収納率の見直しは、0.1%上げるだけでも、大規模な予算ですから、大変だと思っています。徴税費は、様々な取り組みがあるようですが、システム改築等をやることによって、収納率の向上が見込まれるという考えでしょうか。

事務局：令和2年度から、ペイジー口座振替受付サービスを始めて、口座振替の申請率を上げるという方針で進めてきました。次の段階として、Web口座振替受付サービスを、去年の10月から始めています。スマートフォン等で、銀行の店舗や市役所に出向くことなく、その場で申し込みが完結するサービスです。指定金融機関すべてが参加しているわけではありませんが、今年4月から銀行を増やして、サービスを充実させて取り組んでいきます。今まで口座振替をされなかった方々に対しても、勧奨の通知を送って、さらに口座振替率を上げて、収納率向上に取り組んでいきたいと考えています。

委 員：ありがとうございます。払わずにいる人との不平等が少なくなるよう、お願いします。

会 長：他に皆様から質問等がございましたらお願いします。

委 員：徴税に関わることですが、約9割回収しているのは、年金を貰っている方が多いのではないかと考えていますが、年齢分布的なものはありますか。高齢者が増えて、年金がもらえれば、税率は上がると思います。

事務局：年齢分布ですが、15歳刻みで集計しています。60歳から74歳が54.53%で半数以上です。次に40歳から59歳が23.61%。40歳以上でほぼ8割を占めています。次が、20歳から39歳で13.58%。それから0歳から19歳が8.28%です。

委 員：ありがとうございました。やはり、高齢者の方が占めているんですね。

会 長：他に皆様から質問等がございましたらお願いします。

委 員：（その他、意見・質問等なし）

会 長：それでは、議題（2）「令和5年度平塚市国民健康保険事業特別会計 当初予算案と事業の概要」は終了させていただきます。続いて、議題（3）「平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：事務局より平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について説明した。

会 長：皆様から質問等がございましたらお願いします。

委 員：（意見・質問等なし）

会 長：御了承をいただいたということで、ありがとうございます。
今回用意された議題は全て終了しましたが、委員の方々から何か意見や質問があれば、よろしくお願ひいたします。

委 員：保険税率が変わり負担額が変わりますが、被保険者には通知が行くのですか。

事務局：3月議会の議決後に、ホームページでお知らせをします。また、税率が上がることに
対する理由等を記した書類と税率の比較表を納税通知書に同封します。

会 長：他に、皆様から質問等がございましたらお願いします。

委 員：（その他、意見・質問等なし）

会 長：それでは、今回の議事にかかる事項を終了させていただきます。委員の皆様には円滑
な議事進行に協力いただき、ありがとうございました。
進行を事務局に戻します。

事務局：ありがとうございました。多くの質問、ご意見いただきありがとうございました。こ
れをもちまして、令和4年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会を終了させていた
だきます。年度内の協議会は、今回が最後となります。令和5年度につきましては、
第1回の開催を7月に予定しております。長時間にわたりありがとうございました。

5 閉会

令和4年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会を閉会した。